

第1回がん登録部会 議事次第

資料16-1

日 時：平成26年7月30日（水）14:00～16:00

場 所：厚生労働省専用第22会議室（18階）

議 事 次 第

1 開 会

2 議 題

- （1）がん登録部会について
- （2）部会長の選任について
- （3）がん登録について
- （4）今後の進め方について
- （5）がん登録推進法に係る政令・省令等について
- （6）その他

【資 料】

資料1 がん登録部会委員名簿

資料2 がん登録部会の設置について

資料3 厚生科学審議会令関係規則（抄）

資料4 厚生科学審議会がん登録部会運営細則（案）

資料5 がん登録について

資料6 今後のスケジュールについて

資料7 がん登録推進法 政省令等検討シート 政令

資料8 がん登録推進法 政省令等検討シート 省令

資料9 （省令）別添2 全国がん登録届出項目（案）

資料10 国立がん研究センター提出資料

参考資料1 がん登録等の推進に関する法律の概要

参考資料2 がん登録等の推進に関する法律

参考資料3 疫学研究に関する倫理指針

参考資料4 臨床研究に関する倫理指針

参考資料5 ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針

参考資料6 地域がん登録の手引き 改訂第5版 2013年版

がん登録部会委員名簿

	委員名	所属・役職
1	アマノ シンスケ 天野 慎介	グループネクサス代表
2	アルガ エツコ 有賀 悦子	帝京大学医学部緩和医療学講座教授
3	イエハラ トモコ 家原 知子	京都府立医科大学准教授
4	イソベ テツ 磯部 哲	慶應大学大学院法務研究科教授
5	ウスイ ハリコ 薄井 紀子	東京慈恵会医科大学教授
6	オオキ 大木 いずみ	栃木県立がんセンター研究所疫学研究室特別研究員
7	オマタ トモコ 小俣 智子	武蔵野大学人間科学部社会福祉学科准教授
8	カメイ ミヅコ 亀井 美和子	日本薬剤師会理事
9	カワモト リエコ 川本 利恵子	日本看護協会理事
10	クロダ トモヒロ 黒田 知宏	京都大学大学院医学研究科教授
11	サカモト ノボル 坂元 昇	川崎市医務監
12	サトウ トオル 佐藤 徹	日本歯科医師会常務理事
13	シバヤ 澁谷 いづみ	愛知県一宮保健所長
14	ソフエ トモタカ 祖父江 友孝	大阪大学大学院医学系研究科教授
15	ツジ イチロウ 辻 一郎	東北大学大学院医学系研究科教授
16	ナガイ ヨウジ 永井 庸次	全日本病院協会理事（ひたちなか総合病院長）
17	ナカニシ ヨウイチ 中西 洋一	九州大学大学院医学研究院教授
18	ナゴシ スミコ 名越 澄子	埼玉医科大学総合医療センター教授
19	ヒラタ コウイチ 平田 公一	札幌医科大学第一外科教授
20	ホンダ マユミ 本田 麻由美	読売新聞東京本社社会保障部次長
21	マツモト ヨウコ 松本 陽子	愛媛がんサポートおれんじの会
22	マルヤマ エイジ 丸山 英二	神戸大学大学院法学研究科教授
23	ミチナガ マリ 道永 麻里	日本医師会常任理事
24	ヤマモト リュウイチ 山本 隆一	東京大学大学院医学系研究科医療経営政策講座特任准教授

(50音順、敬称略)

がん登録部会の設置について

1 設置の主旨

平成25年12月に成立した「がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）」（以下「法律」という。）において、「審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない」（第15条第2項等）とされた事項、その他がん登録等の推進に関する事項について調査審議するものである。

2 部会の検討事項

- （1）法律に基づく政省令、指針等
- （2）法律に基づくがん登録等の情報の提供
- （3）がん登録等の推進のために必要な事項
- （4）その他

3 部会の構成

がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者、個人情報保護に関する学識経験のある者、がん罹患経験者等を委員として参集する（おおむね25名程度の委員を予定）。

※ 平成26年6月4日、厚生科学審議会において承認。

厚生科学審議会各分科会・部会の審議内容

厚生科学審議会

生活衛生適正化 分科会

- ・振興指針に関すること
- ・標準営業約款の認可に関すること 等

予防接種・ワクチン 分科会

- ・予防接種に追加するワクチンに関すること
- ・予防接種に関する基本的な計画に関すること 等

予防接種基本方針部会

- ・予防接種に関する基本的な計画に関すること
- ・定期接種ワクチンの技術的検討等に関すること 等

研究開発及び生産・ 流通部会

- ・開発優先度の高いワクチンに関すること
- ・ワクチンの研究・開発等に関すること 等

副反応検討部会

- ・子宮頸がん予防ワクチンの積極的な接種勧奨の一時差し控えに関すること
- ・予防接種後副反応報告の評価等に関すること 等

感染症部会

- ・中東呼吸器症候群（MERS）の感染症法上の取扱い等に関すること
- ・多剤耐性結核菌の病原体等管理規制の対象範囲の見直しに関すること
- ・感染症法の見直しに関すること

結核部会

- ・結核の予防及び結核の患者に対する医療に関する重要事項を調査審議すること
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により審議会の権限に属させられた事項（結核に係る事項に限る。）を処理すること

科学技術部会

- ・疫学研究、臨床研究倫理指針に関すること
- ・厚生科学研究費に関すること 等

医療関係者部会

- ・医療関係職種（学校又は養成所）に関すること
- ・医療関係職種の養成施設の指定又は認定に関すること
（※医療関係職種→保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師）

疾病対策部会

- ・難病対策に関すること
- ・リウマチ・アレルギー対策に関すること
- ・移植医療対策に関すること 等

地域保健健康増進 栄養部会

- ・健康日本21に関すること
- ・健康づくりに関する基準等の策定に関すること 等

生活環境水道部会

- ・水質基準等の見直しに関すること 等

生殖補助医療部会

- ・生殖補助医療の制度整備の具体化のための検討

健康危機管理部会

- ・原因が明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関すること 等

再生医療等評価部会 【新設】

- ・再生医療等安全性確保法に関すること。
- ・遺伝子治療臨床研究に関すること。
（平成26年11月以降科学技術部会より移管（調整中）） 等

がん登録部会 【新設】

- ・がん登録等の推進に関する法律に基づく政省令、指針等に関すること
- ・がん登録等の推進に関する法律に基づくがん登録等の情報の提供に関すること 等

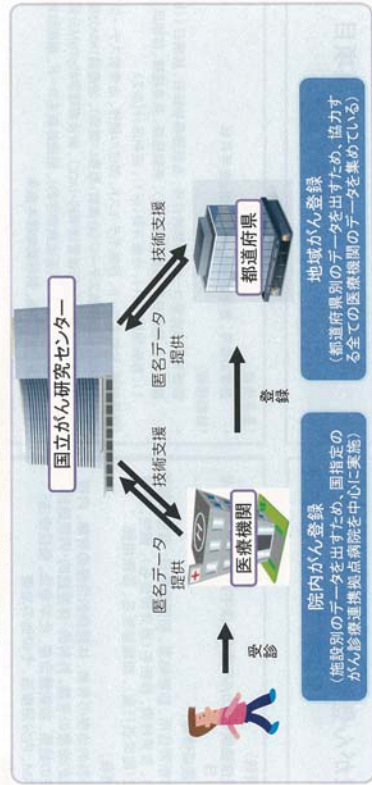
がん登録について

資料 5

1

がん登録の現状

地域がん登録：地域のがんの罹患や生存率等を計測し、地域の
がん対策の基礎となるデータを得る
院内がん登録：各医療機関におけるがんの診断、治療、予後に
関する情報を登録することにより、各機関のがん診
療の質の向上を図る



3

がん登録とは

- 医療機関が、がんの診断日、診断名（がんの部位）、進行度などを公的機関又は院内に登録することにより、がんの罹患や生存の状況等を把握する仕組み
- がんの現状を把握し、がん対策の基礎となるデータを得るとともに、がん患者に対して適切ながん医療を提供し、がん予防を行うために不可欠

2

地域がん登録の標準登録票項目 (25項目)

- (基本情報)
- 医療機関名、カルテ番号、漢字姓・名、性別、生年月日
- (診断・治療情報)
- 診断時住所、診断結果、初回診断日、自施設診断日、発見経緯、診断名(原発部位名)、側性、進展度(臨床進行度)、組織診断名、診断根拠(治療情報)
 - 外科的治療の有無、体腔鏡的治療の有無、内視鏡的治療の有無、外科的・体腔鏡的・内視鏡的治療の結果、放線線治療、化学療法、免疫療法、BRM、内分泌療法、その他の治療
- (予後情報)
- 死亡日

院内がん登録の標準登録票項目 (49項目)

- (基本情報)
- 患者ID番号、重複番号、氏名、性別、生年月日
- (診断情報)
- 診断時都道府県コード、診断時住所、当該腫瘍初診日、診断日1(他施設診断日)、診断日2(自施設診断日)、来院経緯、発見経緯、診断区分(※1)、診断施設(※1)、治療方針(※1)、症例区分(※2)
 - (腫瘍情報)診断名コード、診断名テキスト、部位の側性、治療ステージ(治療前-UICC)、治療前ステージ(治療前・取扱い規約)、治療前TNM分類、術後病理学的ステージ(術後病理学的-UICC)、術後病理学的TNM分類、進展度(治療前)、進展度(術後病理学的)、組織診断名コード、組織診断名テキスト、診断根拠、病理組織標本由来
 - (初回治療情報)
 - 外科的治療の有無、体腔鏡的治療の有無、内視鏡的治療の有無、外科的・体腔鏡的・内視鏡的治療の結果、入院日、放線線治療の有無、化学療法の有無、免疫療法、BRMの有無、内分泌療法の有無、TAEの有無、PETの有無、温熱療法の有無、レーザー等治療(焼灼)の有無、その他の治療の有無
 - (予後情報)
 - 生存最終確認日、死亡日、予後調査結果、予後調査方法、(その他)
 - 登録日、定義バージョン
- ※1の3項目か※2の1項目か、いずれかの組み合わせで登録する。

出典「地域がん登録の手引改訂第5版」2007年5月

出典「がん診療連携拠点病院がん登録標準登録票様式 登録項目とその定義2006年度版修正版」(第2版) 2006年12月23日
がん臨床研究事業「地域がん診療連携拠点病院の機能向上に関する研究」(主任研究員：津田 孝一 院長 内がん登録小冊)

4

法制化に向けた議論

1. がん登録法制化に関する要望書
 - ・ 平成24年3月13日 日本医学会長、日本癌学会理事長、日本癌治療学会理事長、日本臨床腫瘍学会理事長より「がん登録の法制化に係る要望書」が提出
 - ・ 平成24年4月12日 がん患者47団体より「地域がん登録法の早期制定に関する要望書」が提出
2. 国会がん患者と家族の会(議連)における議論
 - ・ 平成24年4月12日と5月11日 「国会がん患者と家族の会」(がんの超党派議連)で議論し、法制化の必要性について一致。
 - ・ 平成24年6月20日 3党(自、公、民)打ち合わせで、議員立法による法制化を確認。
 - ・ 平成24年9月6日 議連で超党派の作業チームを設置することが提案・決定。

5

法制化に向けた議論

3. がん登録法制化作業チームにおける議論
 - 第1回 平成24年11月8日 がん登録法制化の主な論点について
 - 第2回 平成25年1月24日 がん登録立法の骨格について
 - 第3回 2月13日 がん登録立法の骨格について、院内がん登録の現状と課題
 - 第4回 2月27日 がん登録立法の骨格について、諸外国の制度
 - 第5回 3月13日 院内がん登録勉強会
 - 第6回 3月21日 がん登録等の推進に関する法律案(骨子(案)、患者団体からのヒアリング)
 - 第7回 4月 2日 がん登録等の推進に関する法律案(骨子(案))について
 - * 5月12日 法案骨子案のパブリックコメント開始(～7月31日)
 - * 5月17日 がん政策サミットでがん登録推進法案(仮称)骨子案の紹介
 - 第8回 6月11日 がん登録推進法案(仮称)骨子案に対する各種意見について
 - 第9回 6月18日 がん登録推進法案(仮称)の残された論点について
 - 第10回 8月 7日 がん登録推進法案(仮称)手直し方針についての確認
 - * 8月27日 法案のパブリックコメントを開始(～9月30日)
 - 第11回 10月17日 パブリックコメントを受けた論点整理について
 - * 10月29日 「国会がん患者と家族の会」総会でがん登録推進法案を承認
- ⇒ 11月28日 各党手続を経て、参議院に法案提出
- ⇒ 12月 6日 法案成立

6

今後のスケジュールについて

平成25年12月6日 がん登録等の推進に関する法律が成立

平成26年7月30日	第1回がん登録部会
平成26年8月18日	第2回がん登録部会
	- 政省令の議論
平成26年8月中目途	政令案を了承（→内閣法制局での審査等）
平成26年9月中	第3回がん登録部会予定
	- 以降適宜開催
平成26年9月中目途	省令案を了承（→官房総務課での審査等）
平成26年11月頃	政省令の決定、公布
平成27年～	運用に係るガイドラインの検討
平成28年1月1日	がん登録等の推進に関する法律施行

がん登録推進法施行にむけた今後の予定

- 平成25年12月6日 がん登録等の推進に関する法律が成立。
- 今後は、平成26年は主に政省令の策定等や国立がん研究センター等における体制整備、平成27年は主に国民・関係者への周知、がん登録実務者、都道府県担当者への研修等に力を入れていく。



今後のスケジュール																												
年度	平成25(2013)年度												平成26(2014)年度						平成27(2015)年度						平成28年度			
年	平成25年(2013年)												平成26年(2014年)						平成27年(2015年)						平成28年(2016年)			
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	
	平成25年12月6日　がん登録等の推進に関する法律成立																											
	政省令の策定等(有識者会議) 国民・関係者への周知、実務者、都道府県担当者への研修 体制整備等(国立がん研究センター等)																											
	H28(2016)1月1日より法施行予定																											

(省令)別添2 全国がん登録届出項目(案)

地域がん登録					全国がん登録				
項目 番号	標準登録 項目 (25項目)	標準登録項目区 分	項目 番号	条文(6 条1項)	登録項目(案) (変更の有無)	区分	収集目的	論点等	
1	医療機関名		1	2号	病院等の名称 (変更なし) ※所在地、管理者 名は、届出様式で はなく、表紙に記 載していただくこ とを想定		管理項目 統計項目	届出病院等と都道府県及び国の当該がん患者に関 する連絡等で用いる	
2	カルテ番号		2	9号	診療録番号 (変更なし)		管理項目	同上	
			3	9号	カナ氏名 (新設)		照合項目	住民基本台帳ネットワ－クの検索キーの一つと なっているため	
3	姓・名		4	1号	氏名 (変更なし) 性別		照合項目		
4	性別	1 男 2 女	5	1号	(変更なし)	1 男 2 女	統計項目(性別)		
5	生年月日	日付	6	1号	(変更なし)		照合項目、統計項目(年 齢)		
6	診断時住所	住所	7	1号	住所 (変更なし)		統計項目(地域)		
			8	9号				登録対象者の同一性の識別判断しセプト情報等と の照合	

項目番号	標準登録項目 (25項目)	標準登録項目区分	項目番号	条文(6 条1項)	登録項目(案) (変更の有無)	区分	収集目的	論点等
7	診断結果	1 新発症確認 2 治療開始後 3 疑診			(廃止)			
			9	9号	診断施設 (新設)	1 自施設診断 2 他施設診断	管理項目	
			10	9号	治療施設 (新設)	1 自施設で初回治療をせず、他施設に紹介またはその後の経過不明 2 自施設で初回治療を開始 3 他施設で初回治療を開始後に自施設に受診して初回治療を継続 4 他施設で初回治療終了後に、自施設に受診 8 その他	管理項目 (項目「診断施設」、「治療施設」を用いて、同一人物の同一腫瘍に関する情報を一位に集約するために用	セカンダリオピニオンのみの診療は届出対象か否か
8	初回診断日	日付	11		(廃止)			
9	自施設診断日	日付	12	3号	自施設診断日又は 当該腫瘍初診日 (変更なし)	日付	統計項目(罹患起点日)	項目「診断施設」が「1 自施設診断」のとき自施設診断日、「2 他施設診断」のとき当該腫瘍初診日

全国がん登録									
地域がん登録									
項目番号	標準登録項目区分	項目番号	条文(6条1項)	登録項目(案)変更の有無	区分	収集目的	論点等		
10	発見経緯 1 がん検診 2 健康診断・人間ドック 3 他疾患の経過観察中(入院時ルーチン検査を含む) 4 剖検発見 9 その他(症状受診を含む)、不明	13	6号	検診発見の有無 (区分変更→)	1 がん検診・健康診断・人間ドックでの発見例 3 他疾患の経過観察中の偶然発見 4 剖検発見 8 その他 9 不明	統計項目	○「1 がん検診」、「2 健診・人間ドック」及び「3 他疾患の経過観察中」を的確に区別することは困難 ○「4 剖検」は、国際的には一般に収集 ○「8 自覚症状」の有無について、確からしい情報を収集することは困難		
11	診断名(原発部位名)	14	4号	原発部位 (変更なし)		統計項目(がんの種類)			
12	側性	15	4号	側性 (区分変更→)	1 右側 2 左側 3 両側 7 側性なし 9 不明(原発側不明を含む)	統計項目(がんの種類)			

地域がん登録				全国がん登録				
項目番号	標準登録項目 (25項目)	標準登録項目区分	項目番号	条文(6条1項)	登録項目(案) (変更の有無)	区分	収集目的	論点等
13	進展度(臨床進行度)	0 上皮内 1 限局 2 所属リンパ節転移 3 隣接臓器浸潤 4 遠隔転移 9 不明	16	5号	進展度・治療前 (区分変更→)	10 上皮内 11 限局 12 所属リンパ節転移 13 隣接臓器浸潤 14 遠隔転移 17 該当せず 19 不明	統計項目(病期)	
			17	5号	進展度・術後病理学的 (新設)	10 上皮内 11 限局 12 所属リンパ節転移 13 隣接臓器浸潤 14 遠隔転移 16 手術なし、術前治療後 17 該当せず 19 不明	統計項目(病期)	○全国がん登録項目は、院内がん登録項目の完全部分集合とする方針である。 ○臨床ではTNM分類が一般的
14	組織診断名	デキスト、もしくは、ICD-0-3-Mコード	18	4号	病理診断 (変更なし)	デキスト、もしくは、ICD-0-3-Mコード	統計項目(がんの種類)	
15	診断根拠	1 原発巣の組織診断 2 転移巣の組織診断 3 細胞診 4 部位特異的な腫瘍マーカー 5 臨床検査 6 臨床診断 9 不明	19	9号	診断根拠 (変更なし)	1 原発巣の組織診断 2 転移巣の組織診断 3 細胞診 4 部位特異的な腫瘍マーカー 5 臨床検査 6 臨床診断 9 不明	登録精度指標	

全国がん登録

地域がん登録

項目番号	標準登録項目 (25項目)	標準登録項目区分	項目番号	条文(6 条1項)	登録項目(案) (変更の有無)	区分	収集目的	論点等
16	外科的治療の有無	1 有 2 無 不明	20	7号	外科的治療の有無 (変更なし)	1 自施設で施行なし 2 自施設で施行の有無不明 自施設初回治療に限定(対症療法は含まない)	統計項目(治療方法)	○自施設初回治療に限定(対症療法は含まない) : 初回治療の定義 症状緩和的治療を除き、当該腫瘍の縮小・消失を目的に腫瘍に対して行われた初回治療
17	体腔鏡的治療の有無	1 有 2 無 不明	21	7号	鏡視下治療の有無 (変更なし)	1 自施設で施行なし 2 自施設で施行の有無不明 自施設初回治療に限定(対症療法は含まない)	統計項目(治療方法)	
18	内視鏡的治療の有無	1 有 2 無 不明	22	7号	内視鏡的治療の有無 (変更なし)	1 自施設で施行なし 2 自施設で施行の有無不明 自施設初回治療に限定(対症療法は含まない)	統計項目(治療方法)	
19	外科的・体腔鏡的・内視鏡的治療の結果	1 原発巣完全切除 2 原発巣不完全切除 3 原発巣切除治療度不明 4 姑息/対症/転移巣切除 9 不詳	23	7号	観血的治療(外科的・鏡視下・内視鏡的治療)の範囲 (区分変更→)	1 原発巣切除 4 姑息的な観血的治療 6 観血的治療なし 9 不明	統計項目(治療方法)	

地域がん登録					全国がん登録				
項目 番号	標準登録 項目 (25項目)	標準登録項目区 分	項目 番号	条文(6 条1項)	登録項目(案) (変更の有無)	区分	収集目的	論点等	
20	放射線治療	1 有 2 無 不明	24	7号	放射線治療の有無 (変更なし)	1 自施設で施行 2 自施設で施行な し 9 施行の有 無 不明 自施設初回治療に 限定(対症療法は 含まない)	統計項目(治療方法)		
21	化学療法	1 有 2 無 不明	25	7号	化学療法の有無 (変更なし)	1 自施設で施行 2 自施設で施行な し 9 施行の有 無 不明 自施設初回治療に 限定(対症療法は 含まない)	統計項目(治療方法)		
22	免疫療法・BRM	1 有 2 無 不明			(廃止)			化学療法との判別が困難	
23	内分泌療法	1 有 2 無 不明	26	7号	内分泌療法の有無 (変更なし)	1 自施設で施行 2 自施設で施行な し 9 施行の有 無 不明 自施設初回治療に 限定(対症療法は 含まない)	統計項目(治療方法)		
24	その他の治療	1 有 2 無 不明	27	7号	その他の治療の有 無 (変更なし)	1 自施設で施行 2 自施設で施行な し 9 施行の有 無 不明 自施設初回治療に 限定(対症療法は 含まない)	統計項目(治療方法)		
25	死亡日	日付	28	8号	死亡日 (変更なし)		統計項目(生存期間)		

診断日と診断施設、初回治療と治療施設についての考え方

(国立がん研究センター提出資料)

1. 診断施設について(法第6条第1項第9号関係) (資料8の19ページ)

《論点の整理》

全国がん登録の項目に合わせ、以下の考え方で登録を行うこととしてはどうか。

【診断施設】(現行の院内がん登録と同様)

1. 自施設診断
2. 他施設診断

初回治療方針を決定する前に行われた検査の中で、「がん」と診断された最も確からしい検査(以下の順序を参照)が、自施設に当該腫瘍に関して受診する前に実施されたか、受診後に実施されたかを判断する。

検査の確からしさ(現行の院内がん登録)

1. 組織診 陽性(造血器腫瘍での骨髓穿刺検査で陽性)
2. 細胞診 陽性(造血器腫瘍での末梢血検査で陽性)
3. 組織診・細胞診の別が不明だが、病理学的陽性
4. 1～3以外の検体検査(腫瘍マーカーを含む血液検査等)で診断
5. 病巣の直視下(内視鏡等を含む)所見で診断
6. 放射線画像(超音波所見などを含む)で診断
7. 臨床所見(触診など)で診断
9. その他、検査内容が不明

となっており、この考え方については既に定着しているが、全国がん登録においては診断根拠にあたる項目との整合を図る必要がある。

このため、全国がん登録においては、

検査の確からしさ

1. 組織診 陽性
2. 細胞診 陽性
3. 部位特異的な腫瘍マーカーで診断
4. 臨床検査 陽性(画像診断)
5. 臨床診断 陽性

としてはどうか。

2. 治療施設について(法第6条第1項第9号関係) (資料8の19ページ)

《論点の整理》

現行の院内がん登録では、地域医療連携等で術前化学療法はA病院、手術はB病院などの場合にも、機械的にA病院は初回治療あり、B病院は初回治療なしとされてきた。

また、症状緩和的な治療が腫瘍縮小・切除を意図した治療と混在して登録されてきた、等の問題がある。

全国がん登録においては、以下の考え方で登録を行うこととしてはどうか。

【治療施設】(現行の院内がん登録の症例区分をベースに変更)

1. 自施設で初回治療をせず、他施設に紹介またはその後の経過不明
(初回治療せず)
2. 自施設で初回治療を開始
(初回治療※を開始)
3. 他施設で初回治療を開始後に自施設に受診して初回治療を継続
(初回治療※の継続)
4. 他施設で初回治療終了後に、自施設に受診
(初回治療終了後)

※ 経過観察を含む

当該腫瘍の初回治療を、自施設でどのように実施したか、あるいは否かを判断する。

初回治療については、診療計画等に記載された当該腫瘍の縮小・切除を意図した治療とし、経過観察が計画された場合あるいは治療前に死亡された場合は経過観察という行為を初回治療とする。

範囲が不明確な場合は、病状が進行・再発したりするまでに、あるいはおよそ4か月以内に施行されたものを初回治療とする。

がん登録等の推進に関する法律の概要

がん登録等（全国がん登録・院内がん登録等の方法によるがん診療情報の収集）

○「全国がん登録」：国・都道府県による利用・提供の用に供するため、国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに記録し、保存すること

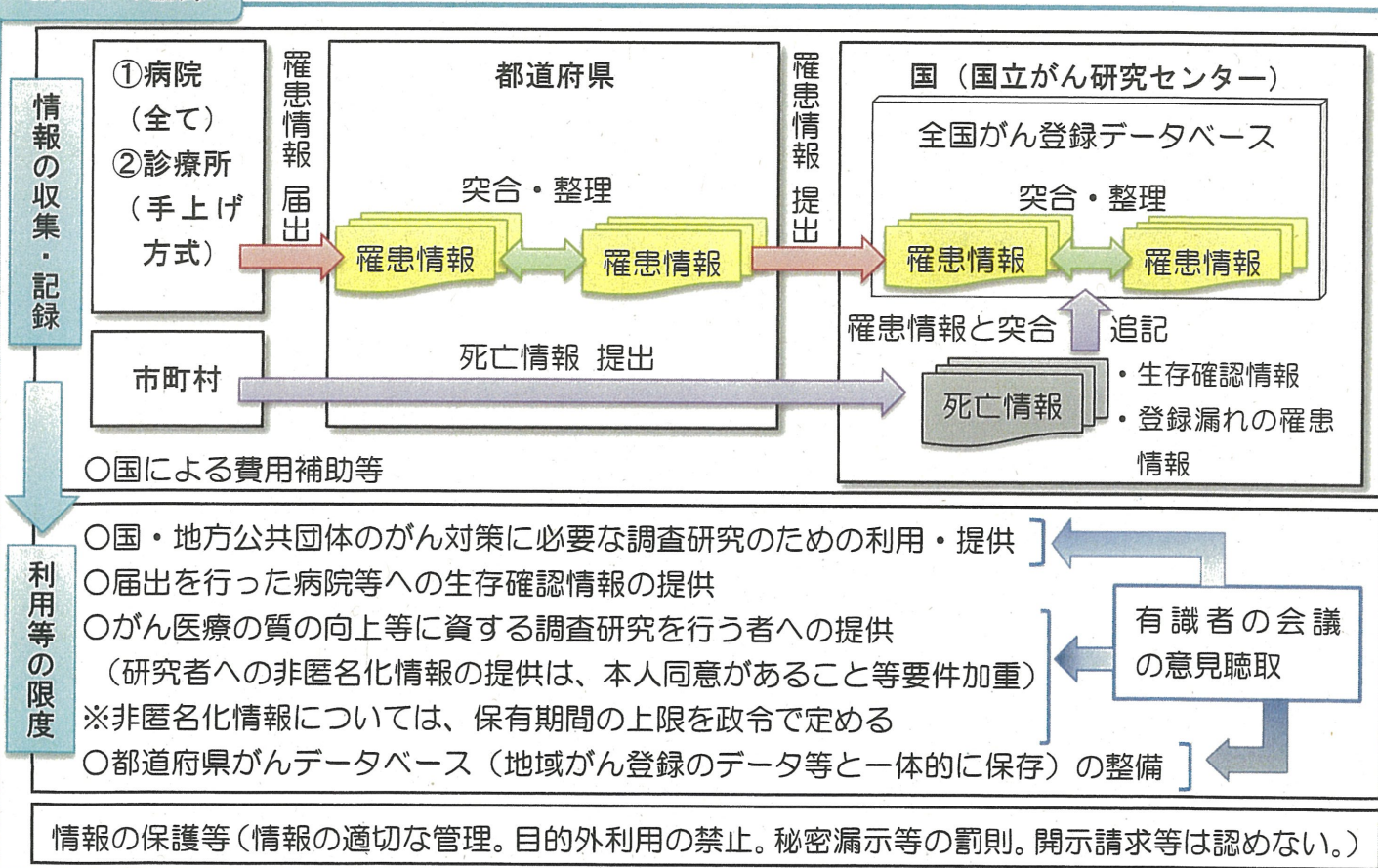
○「院内がん登録」：病院において、がん医療の状況を適確に把握するため、がんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、保存すること

➡がん医療の質の向上等（がん医療・がん検診の質の向上とがん予防の推進）、国民に対するがん・がん医療等・がん予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施

基本理念

- 全国がん登録では、広範な情報収集により、罹患、診療、転帰等の状況をできる限り正確に把握
- 院内がん登録について、全国がん登録を通じて必要な情報を確実に得させ、その普及・充実を図る
- がん対策の充実のため、全国がん登録のほか、がんの診療に関する詳細な情報の収集を図る
- がん登録等の情報について、民間を含めがんに係る調査研究に活用、その成果を国民に還元
- がん登録等に係る個人に関する情報を厳格に保護

全国がん登録



院内がん登録等の推進（院内がん登録の推進、国によるがん診療情報の収集等のための体制整備）

人材の育成（全国がん登録・院内がん登録の事務に従事する人材の確保等のための必要な研修等）

がん登録等の情報の活用

- 国・都道府県等⇒がん対策の充実、医療機関への情報提供、統計等の公表、患者等への相談支援
- 医療機関⇒患者等に対する適切な情報提供、がん医療の分析・評価等、がん医療の質の向上
- がん登録等の情報の提供を受けた研究者⇒がん医療の質の向上等に貢献